

日本法令の外国語訳整備の課題

千代正明

目次

はじめに

I 外国語訳整備に向けた動き

- 1 政府プロジェクトとしての動き
- 2 外国語訳整備に向けた働きかけ
- 3 国際化検討会の再開から現在まで

II 外国語訳の実情

- 1 現状
- 2 問題点

III 外国語訳の必要性

- 1 国際取引の円滑化
- 2 対日投資の促進
- 3 法整備支援の推進
- 4 日本法の国際的発信
- 5 在日外国人の生活上の利便

IV 諸外国の状況

- 1 韓国
- 2 フランス
- 3 EU
- 4 アメリカ (GLIN)

V 外国語訳整備の課題

- 1 WHO (誰が訳すか)
- 2 WHAT (何を訳すか)
- 3 WHICH (何語に訳すか)
- 4 HOW (どう訳すか)
- 5 WHEN (何時提供するか)
- 6 WHERE (どこで見せるか)
- 7 翻訳システムの確立

おわりに

はじめに

日本法令の外国語訳⁽¹⁾ 整備の課題について論考するにあたり、明治の先賢たちの外国語との格闘を思い出すこともあながち無意味なことではないと思われる。

一人は英語公用語論の先駆、森有礼である。「彼が日本語の代りに英語を国語とすべきだと考えた理由は、要するに、第一、国際的な商業において支配的な言語は英語であること、第二、

西洋の学問や技術を理解して知識を進めるためには英語によらざるをえないこと、第三、日本語は、貧しく、瘦せた言語であり、コミュニケーションの手段としては弱く不確かだということである。」⁽²⁾ かくして森有礼は明治5年、英語で日本の法律を表し、英語で公的業務を行い、英語を教育言語にしたいと、アメリカの言語学者W・D・ホイットニー宛に書簡⁽³⁾ を送ったが、「簡略英語」の提案を含んでいたため、軽くいなされている⁽⁴⁾。

(1) 本稿では、「外国語訳」を基本として使用するが、特別な場合を除いては、「英語訳」とほぼ同意として用いた。

(2) 加藤周一「明治初期の翻訳一何故・何を・如何に訳したか」『翻訳の思想』(日本近代思想大系 15) 岩波書店, 1991, p.347.

(3) 吉田澄夫・井之口有一編『明治以降 国語問題論集』風間書房, 1964, pp.45-55.

(4) 中村敬『なぜ、「英語」が問題なのか? -英語の政治・社会論』三元社, 2004, pp.88-93.

今一人は『法詞訳集』を編んだ相馬永胤である。明治12年にアメリカ留学を終えて帰国した彼は、同じ留学組の目加田種太郎等とともにそれまで外国語でなされていた法学教育を日本語で行うにあたり、一定しておらずかつ不完全な法律用語の翻訳語の統一に向けた作業を行った。その具体的成果が『法詞訳集』である。「外国法継受の初期におそらく困難を感じたことは、異質の社会・文化のなかで成立した法制度を理解することはもとよりであるが、これをどのようにしてわが国の言葉で置きかえるかということではなかっただろうか。歴史的発展を異にするそれぞれの民族に固有の言語で表わされている法、法制度を、これまた固有の発達をしている別の民族の言語によって表わそうとするのは語系を同じくする言語相互の間であればともかく、言葉の差異は大きな障害になったことは想像に難くない。」⁽⁵⁾

以来100年をはるかに経て、日本法令の外国語訳プロジェクトが国の事業として推進されようとしている今、日本語が抱え続けてきた宿命的な問題を改めて考えさせられるのである。

現在わが国の基本的な法令や判例には、信頼にたる外国語訳が十分には存在していない。部分的に行政や民間によってなされた翻訳はあるものの、それらは、体系的な整備はもとより正確性やわかりやすさ、全体としての統一性といった視点を欠いているように思われる。法令の外

国語訳が整備されていないがゆえに、国際社会において、日本は法律が整備されていないといった誤った印象を与えている可能性も否定できない。

「国際化」という言葉が日常語となり、ヒト、モノ、カネ、情報等の国境を越えた移動が急速に進展する現代社会にあっては、こうしたグローバル化に対応して、法律の分野においても自国の法令を他の言語に翻訳する必要性、有用性が認識され、各国においてさまざまな取り組みがなされている。国際化社会に対応したツールとして、安心して利用できる日本法令の外国語訳の整備が大いに期待されるゆえんである。

本稿は、司法制度改革推進本部国際化検討会での検討を主な情報源⁽⁶⁾として、日本法令の外国語訳整備に係るこれまでの取り組みを概観し、この事業の意義を再確認し、今後進められるプロジェクトの課題について検討するものである⁽⁷⁾。

I 外国語訳整備に向けた動き⁽⁸⁾

1 政府プロジェクトとしての動き

(1) 司法制度改革推進本部

日本法令の外国語訳整備に向けた動きは、政府の司法制度改革の歩みの中から生まれてきた。平成11年7月に司法制度改革審議会が設置され、13年6月、最終意見書⁽⁹⁾を内閣に提出した。

(5) 宮坂宏「法詞訳集—外国法継受と訳語の問題—」『手塚豊教授退職記念論文集 明治法制史政治史の諸問題』慶應通信, 1977, p.488.

(6) 首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/08kokusaika.html>> (last access 2005/06/11)

(7) 本稿では、「特集・法令の外国語訳整備にむけて」『ジュリスト』1284号, 2005.2, pp.6-56. から多くの示唆を得た。

(8) 笠井之彦「法令外国語訳の推進のための基盤整備について」『NBL』798号, 2004.12, p.10-11. に簡潔なまとめがある。

(9) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』(平成13年6月12日)の「II 国民の期待にこたえる司法制度 第3 国際化への対応 3 法整備支援の推進」の中に、「司法制度等に関する情報を一層積極的に海外へ提供し、共有していくべきである」との記載がある。
<<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>> (last access 2005/06/11)

この意見書を実現するために内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部が平成13年12月内閣に設置され、立法作業が始まった。推進本部はテーマごとに10の検討会を置いたが、その一つに「国際化検討会」があった。

(2) 司法制度改革推進本部国際化検討会

平成14年1月に第1回会合を開いた国際化検討会は、平成15年7月まで16回の会合を重ねた⁽¹⁰⁾。検討会での課題は、①日本弁護士と外国法事務弁護士等との連携・協働を積極的に推進するための方策を検討すること、②弁護士(法曹)の国際化への対応強化、③法整備支援の推進等について検討することであった。検討結果は、第16回会合において、『「弁護士(法曹)の国際化への対応強化・法整備支援の推進等」について(議論の整理メモ)』⁽¹¹⁾にまとめられた。同メモでは、法整備支援の推進については、「法整備支援の対象国は、日本の法制度と運用に大きな関心があり、日本の法律情報を英語で発信することが不可欠であることを踏まえ、翻訳の際の補助としてコンピュータの技術を駆使するなどして、日本の法令等の英語訳の整備をすべきである。」⁽¹²⁾としている。また、司法制度の国際化の観点から「日本の基本的法令や判例については、信頼しうる英訳が十分でない状態であり、これらは有効な法整備支援及び法曹の国際化並びに日本の法律情報の海外発信の前提として重要なものである。そのため、基本的法令と判例の英訳作業を早急に推進すべきである。」⁽¹³⁾とのまとめがなされた。

このように、日本法令の外国語訳の必要性に

ついては論議が高まったものの、これが司法制度改革推進本部の目指す新たな立法にはなじまない事業であることも一因して、前述の「議論の整理メモ」を関係方面へ配布し、提言するにとどまらざるを得なかった。国際化検討会は、このメモをまとめていったん議論を終了し、検討を要する課題が生じたら再開するとして休会に入った。

平成15年12月に開催された司法制度改革推進本部顧問会議において、「グローバル化する世界で、わが国の法令等が容易かつ正確に理解されることはきわめて重要である。これまで個別的需要に応じて、関係機関・関係団体において法令等の外国語訳が試みられてきたところであるが、今後は、関係機関・関係団体と協働しつつ、迅速かつ正確な外国語訳が行われるような体制整備を検討すべきである。」⁽¹⁴⁾との考えが出されている。

2 外国語訳整備に向けた働きかけ

休会に入った国際化検討会ではあったが、「議論の整理メモ」を足がかりに、日本弁護士連合会を中心に関係各方面への働きかけが続けられた結果、政府主導の外国語訳を望む声は次第に広がりを見せ、各界から外国語訳の必要性についての言及や提言が続いた。

(1) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、日本法令の英訳推進の必要性について、①対日投資の促進、②日本企業による国際取引の促進、③発展途上国への法整備支援における日本法の発信、④国際的に形

(10) 議事概要、議事録、配布資料については、首相官邸ホームページ 前掲注(6) 参照のこと。

(11) 首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/dai16/16siryou1.pdf>> (last access 2005/06/11)

(12) 同上 p.4.

(13) 同上 p.4.

(14) 内閣官房ホームページ <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dail/1siryou1.pdf>> p.1. (last access 2005/06/11)

成される法的グローバル・スタンダードへの日本法の反映、⑤(外国での)日本法研究の促進、⑥在外外国人の日本法理解と司法アクセスの促進などを理由にあげ、日本法の英訳は重要な社会的インフラストラクチャーであると指摘⁽¹⁵⁾し、関係各方面への働きかけを強めた。

(2) 自由民主党政務調査会司法制度調査会

平成16年2月18日以来、「国際化社会に対応する司法・法務のあり方に関する小委員会」(棚橋泰文委員長)は、精力的に関係各界にヒアリングを行い⁽¹⁶⁾、同年6月、「日本の法制度の国際的発信の推進に関する提言」⁽¹⁷⁾をまとめた。その内容は政府が担うべき役割として、信頼できる翻訳基準(ルール)を作成し、政府主導で各府省庁が積極的な役割を果たし政府全体として継続的に取り組む必要があること、ワンポイント・アクセス化を図る必要があることなどを骨子とした詳細なもので、内閣官房を中心に各府省庁の垣根を超えた検討体制を早急に設置すべきであると提言している。本提言は、同年6月15日の司法制度調査会(保岡興治会長)で承認され、同日政務調査会を経て党の方針となった。政府プロジェクトとして推進すべきとの提言が与党の方針として出されたことは、政府の外国語訳プロジェクトの実施に向けて大きな弾みをつけることになった。

(3) 対日投資会議

内閣府に置かれた対日投資会議専門部会は、平成16年5月19日の第30回会合において、「対日投資促進プログラム及び実施状況」を発表した。この中で行政手続の見直しの分野では、「会社設立、合併・買収、工場・店舗設立に係わる各種の投資手続及び関係法令等の情報の英語化を進め、それらの情報を一元的に得られる窓口をJETROに整備する」⁽¹⁸⁾ことを政府の施策と位置づけた。

(4) 知的財産戦略本部

平成15年3月に内閣に設置された知的財産戦略本部は、平成16年5月27日に「知的財産推進計画2004」⁽¹⁹⁾を取りまとめた。この中で「我が国の知的財産に関連する法律などが国際的に理解され、利用しやすくするため、2004年度以降、関係府省や関係団体と協働しつつ、正確かつ統一された英訳の国際的な発信を推進する」⁽²⁰⁾との計画が盛り込まれた。

(5) 日本経済団体連合会

日本経済団体連合会は平成16年6月14日、「日本法令の外国語訳化の推進を求める」⁽²¹⁾との政策提言を行った。経済活動のグローバル化の中で、21世紀にふさわしい司法制度を確立するために、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進及び法律の国際的ハーモナイ

(15) 柏木昇「法令の外国語訳をめぐる議論と今後の問題状況」『ジュリスト』1284号, 2005.2, p.7.

(16) 酒井幸「もう一つの司法改革—動き出した日本法令外国語訳プロジェクト」『自由と正義』56巻3号, 2005.3, p.104. 筆者は日弁連事務次長在任中に国際化検討会を担当。

(17) 自民党ホームページ <<http://www.jimin.jp/jimin/saishin04/pdf/seisaku-018.pdf>> (last access 2005/06/11)

(18) 外務省ホームページ <<http://www.investment-japan.net/jp/meeting/2004/0519item2.pdf>> p.22. (last access 2005/06/11)

(19) 首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html>> (last access 2005/06/11)

(20) 同上 第2章 I.5.(8)

(21) 日本経団連ホームページ <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/051.html>> (last access 2005/06/11)

ゼーションへの貢献を実現するという観点から、政府が、指針となる標準作りなどを通じて、日本法令全般にわたる信頼性の高い外国語訳を体系的に整備し、アクセスしやすい形で公表し、広く国際社会に発信していくことを強く求めたものである。

(6) 日本商工会議所

日本商工会議所は平成16年6月17日、「日本法令の外国語訳化の推進に関する要望」⁽²²⁾を取りまとめた。グローバル経済化に伴い、中小企業においても、国際取引や海外進出などの機会が増大しているが、日本法令の信頼できる統一的外国語訳がないため、紛争解決手段として外国法が準拠法として選択されることが多く、中小企業にとっては大きな負担となっていると指摘し、併せて海外投資家と共同事業を行う際、日本法の理解を得るためにも、外国語訳の促進とその成果物の利用しやすい環境を早急に実現すべきであるとしている。

3 国際化検討会の再開から現在まで

(1) 国際化検討会の再開

こうした各界からの提言や要望を受け、国際化検討会(第17回会合)⁽²³⁾は、日本法令の外国語訳の問題を唯一の議題として、平成16年6月30日にほぼ1年ぶりに再開された。ここでは、法令の外国語訳の意義の再確認及び現状と問題を解消するための方策について事務局から簡単なたたき台⁽²⁴⁾が出された。これに基づき、

統一的で信頼できる外国語訳を進めるための基盤整備とアクセスを容易にするための方策について意見交換が行われ、改めて日本法令の翻訳体制の整備の必要性が指摘された。この意見交換を受け、基盤整備の枠組みを検討するためには外国の実態調査も必要であり、また技術的な問題も含むため、学術経験者、実務家、関係府省庁の参加するワーキング・グループを設置し、10月を目途にその検討結果を報告することになった。

(2) 法令外国語訳に関するワーキング・グループ

13人のメンバーで構成されたワーキング・グループは、平成16年7月末に第1回会合⁽²⁵⁾を開いて以来、海外調査(フランス、EU、韓国)を含め精力的な検討を行い、3ヵ月後の10月22日の第4回会合において「法令外国語訳に関するワーキング・グループ議論の取りまとめ」⁽²⁶⁾を提出した。その中で、日本法令の外国語訳のための基盤整備の必要性や翻訳ルールの策定、アクセス体制整備の基本的枠組みなどについて一定の方向性を示すとともに、引き続き日本法令の外国語訳の推進のための具体的な検討を行うべきであるとした。そのための組織として、内閣の下に有識者と各府省が参加する検討会議を設置し、会議にはワーキング・グループを置き、コンピュータシステムを最大限活用して、既存データの整理・一部法令の翻訳・訳語ルールの作成などを1年を目途に実施することを提言した。

⁽²²⁾ 日本商工会議所ホームページ <<http://www.jcci.or.jp/nissyo/iken/040617houreigaikokugoyaku.htm>> (last access 2005/06/11)

⁽²³⁾ 首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/dai17/17gaiyou.html>> (last access 2005/06/24)

⁽²⁴⁾ 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/dai17/17siryou2.pdf>> 資料17-2 「法令の外国語訳について」(last access 2005/06/24)

⁽²⁵⁾ 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/08kokusaika.html>> 第1回～第4回会合の議事要旨及び配布資料参照。(last access 2005/06/24)

⁽²⁶⁾ 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/dai18/18siryou2.pdf>> (last access 2005/06/24)

(3) 政府としての方針決定

平成16年11月5日に開催された国際化検討会(第18回会合、最終回)⁽²⁷⁾において、上記「法令外国語訳に関するワーキング・グループ議論の取りまとめ」が承認された。平成16年11月12日の司法制度改革推進本部顧問会議では、同月末に司法制度改革推進本部の設置期限を迎えるに当たり、「法令外国語訳推進のための基盤整備について、これまでの検討結果を引き継ぎ、政府の施策として積極的に取り組むべきである。その具体的な取組として、政府内に政府を挙げた検討会議を設置して、国内外のユーザーのほか、有識者の意見を十分に尊重した上で、必要な基盤整備に関する検討を早急に行い、その結果を踏まえ、各省庁が必要な措置を講ずるべきである。」⁽²⁸⁾との取りまとめを行った。

同月26日に開催された司法制度改革推進本部会合(最終回)において、「今後の司法制度改革の推進について」⁽²⁹⁾が決定された。この中で法令外国語訳の基盤整備の推進については、「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、各府省が横断的に参加する検討会議を開催し、有識者の意見も十分尊重した上で、法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」⁽³⁰⁾と政府の今後の方針を明確に示した。

こうして推進本部設置期限までわずか4日の時点で、司法制度改革審議会最終意見書には明

記されていなかった日本法令の外国語訳という課題が、司法制度改革の一環として推進されることになった。関係者の熱意と努力は並々ならぬものがあったといえよう。なお、司法制度改革推進本部解散後の後継組織として、12月1日に内閣官房に「司法制度改革推進室」が設置されたが、日本法令の外国語訳問題は、同室が主管する業務の一つとして位置付けられている。

(4) 関係省庁連絡会議等設置

上記司法制度改革推進本部決定に基づき、わが国の法令の外国語訳を推進するために必要な基盤整備について、関係省庁間の連携を確保しつつ、施策の円滑な実施を図るため、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」⁽³¹⁾が設置され、第1回会合が平成17年1月27日に開催された。連絡会議の下に、連絡会議の構成員と有識者からなる「実施推進検討会議」⁽³²⁾が置かれ、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項につき総合的かつ多角的な検討を行うこととなった。

2月2日に開かれた法令外国語訳・実施推進検討会議の第1回会合⁽³³⁾において、同検討会議の今後の検討事項として、①翻訳のための基本原則、②翻訳推進の在り方(対象、方法等)、③翻訳された法令の利用(アクセス)を容易にする体制の整備、④法令の改正への対応等継続的作業(メンテナンス)を行う体制の整備、の4点が挙げられた。同時に検討会議の下に「法令外国語訳・作業部会」の設置が決められた。作

⁽²⁷⁾ 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/dai18/18gaiyou.html>> (last access 2005/06/11)

⁽²⁸⁾ 内閣官房ホームページ <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai1/1siryou1.pdf>> 資料1-1 「法令の外国語訳に関する議論等の状況」-6- (last access 2005/06/24)

⁽²⁹⁾ 首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kouhyou/041126kongo.html>> (last access 2005/06/11)

⁽³⁰⁾ 同上 3 「法令外国語訳の基盤整備の推進について」

⁽³¹⁾ 内閣官房ホームページ <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/>> (last access 2005/06/11)

⁽³²⁾ 同上 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/index.html>> (last access 2005/06/11)

⁽³³⁾ 同上 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai1/1gaiyou.html>> (last access 2005/06/11)

業部会は、有識者(学者、弁護士など)5~10名程度を構成員とし、名古屋大学の研究グループ及び各府省職員の協力を得て作業を進めるが、その内容としては、翻訳ルール(標準対訳辞書)の策定とサンプルとなる法令の一部翻訳がある。前者は、特定の分野に限定せず、主要な法令用語・言い回し(各府省から提出された既存の対訳データを基礎に選定する。)が広く収録されるよう配慮して進められる。法令の翻訳については、ニーズの高い分野の法律のうちできるだけ基本的一般的なものを選択し、上記訳語ルールに従って翻訳することになる。

1年を目途に検討・作業は進められるが、今後のスケジュール⁽³⁴⁾としては、実施推進検討会議から関係省庁連絡会議に対して、平成17年9月に作業部会の作業状況を含む中間的な報告を行い、平成18年1月には作業部会の作業結果を含む法令外国語訳推進の基盤整備に関する提言を行い、同連絡会議において、所要の意思決定を行うことになる。

直近では本年4月19日に開かれた第2回検討会議⁽³⁵⁾において、翻訳データの処理状況及び翻訳のための基本原則について、活発な議論が展開されている。

II 外国語訳の実情

1 現 状

日本法令を外国語に翻訳することの重要性は、かねてより認識されており、実際、法令を体系的に英訳する努力は個別的な取り組みではあったが、民間においては、『Doing business in Japan』⁽³⁶⁾(全8分冊、北川善太郎編、Matthew Bender社、加除資料)や『EHS Law Bulletin Series』⁽³⁷⁾(全11分冊、英文法令社、加除資料)のように加除式で続けられてきた。また関係府省や団体においても個々の需要に応じて法令等の外国語訳が試みられてきている⁽³⁸⁾。

しかしながら、毎年かなりの数の法令が制定・改正されているが、外国語訳の体系的な整備が行われていないことから、法令の外国語訳を必要とする者は、そのつど、時間と費用をかけて信頼できる外国語訳を探し、あるいは自ら翻訳せざるを得ない状況も生まれている。

2 問題点

(1) 内 容

① 読みやすさに欠ける

既存の外国語訳された法令の中には、単なる直訳であるために外国人が理解しづらいものも見受けられる。

⁽³⁴⁾ 同上 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai1/1siryou4.pdf>> (last access 2005/06/11)

⁽³⁵⁾ 同上 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai2/2gaiyou.html>> (last access 2005/06/11)

⁽³⁶⁾ 『Doing business in Japan』内外の法律学者・実務家・企業法務担当者が執筆。内容は、民法、商法、知的財産権法等の法律とその解説だけでなく、日本の社会、法律制度全般についての説明や資料も含んでおり、ビジネスを行うに際して、または日本法を研究するに当たっての必要な情報を提供している。

⁽³⁷⁾ 『EHS Law Bulletin Series』GHQ時代の英文官報を基に、主要な日本法令の英訳を集めた英文の総合法令集である。2000年8月現在、約330の日本法の英訳を収録している。ただし、最新の法令条文の翻訳ではないため、法令の改正年に注意が必要である。

Robert Britt "Japanese Laws in English—An Index to the EHS Law Bulletin Series", 2nd ed., (No. 11 in the Marian Gould Gallagher Law Library Research Study Series) Seattle, 2000.

⁽³⁸⁾ 「法令外国語訳・実施推進検討会議(第2回)」配布資料2-1翻訳データ提出済法令一覧表 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai2/2siryou1.pdf>> (last access 2005/06/11) 約160の法令が、所管官庁から翻訳データ作成のために提出されている。

② 最新版が無い

商法など会社関係法や、労働基準法、労働者派遣法などの労働関係法、行政手続関係法など、企業が日常的に使用する法令においては改正が頻繁に行われているが、外国語訳は最新の改正内容に対応しきれず、利用者自らの時点の法令に対する翻訳なのかの確認作業を行わなければならない場合も出てきている⁽³⁹⁾。

③ 訳語の統一性や正確性に欠ける

これまでの民間や各府省による取り組みでは、共通の基盤がないことから特に「株式会社」、「債権」、「担保権」のような基本的な用語について翻訳ごとに異なる訳語が使われるなど内容が不統一で信頼性に欠けていた。ただし、用語によっては、わが国と米国等との間で概念の一致しない用語があるため、ひとつの用語に対して、意味内容や前後関係によって複数の訳語を使い分ける必要があるが、明確なルールがないままであり、利用者の混乱を招いている⁽⁴⁰⁾。また、「みなす」、「推定する」、「この限りでない」など、多くの法令で使用される基本的な用語についても、法令ごとに異なる訳語が使われているケースがある。加えて、法律と下位法令の間で、同一の用語について異なった訳語が用いられるなど、外国語訳の統一性や正確性が図られていない場合が見受けられる。

(2) 翻訳対象

利用者の立場からすれば、外国語訳される法令が多いにこしたことはないが、民法、刑法などのいわゆる基本法はもちろんのこと、少なくとも、会社関係法や独占禁止法など経済関係法、特許法や商標法など知的財産関係法、租税法、破産法や民事再生法など倒産法、民事訴訟法や民事執行法など民事関係法、行政手続法、労働関係法といった経済取引を行う上でニーズの高い法令については、外国語訳を早急に行う必要がある。

また、分野によっては、わが国の法規制を正確に伝えるため、法律だけでなく下位の政省令や通達、ガイドライン、行政指導・行政処分等の内容まで外国語訳が必要な場合もあるが、現在、下位法令の外国語訳はあまり見られない⁽⁴¹⁾。

(3) アクセス

日本経済団体連合会が行ったアンケート⁽⁴²⁾では、約9割の企業から、公表されている外国語訳が少ないことが問題点として指摘された。すでに一部の府省は、日本法令の外国語訳をホームページで公表しているが、府省ごとにばらばらであり、ワンポイント・アクセス化が図られていないために、外国語訳の検索や入手自体に時間を要するという不合理が生じている⁽⁴³⁾。

(39) 数は少ないが、ほぼ毎年改正し、最新の改正内容に対応している資料として、『和英対訳 法人税法』租税資料館、2004。；『Labour Laws of Japan 1995—英文 日本労働法令集』労務行政研究所、1995。；『薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則（日英対訳）2003/2004』じほう、2003。などがある。

(40) 「債権」の英語訳化にあたっては、意味内容や前後関係によって、claim, receivable, debt, contractual right, personal right, chose in action 等、複数の用語を使い分ける必要がある。

(41) 下位法令まで含んだものとしては、前掲した『Labour Laws of Japan 1995—英文 日本労働法令集』、『薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則（日英対訳）2003/2004』などがある。

(42) 中村芳夫「経済界から見た日本法令の外国語訳整備の意義」『ジュリスト』1284号、2005.2、p.13-19。日本経済団体連合会では、主要会員企業154社を対象（74社回答）に、2004.12.10～22にかけて、「わが国の法令外国語訳の現状」に関するアンケート調査を実施した。本論文には、このアンケート結果を踏まえて、日本法令の外国語訳の意義や問題点、今後行われる政府による検討への要望などが紹介されている。

(43) 国立国会図書館編『日本法令英訳書誌』（FD版）英文法令社、1999。明治以降に翻訳された日本法令の英訳テキストについて、書誌情報約7,500件を収録している。当館では現在このデータを基礎にしてアップデートされた『日本法令英訳書誌』データベースをインターネットで提供することを検討中である。この実現により書誌情報のみではあるが、国際的に日本の法令の英訳情報を検索することが可能となる。

また、政府・民間が翻訳した法令が公刊されているものもあるが、これらは高価で入手が困難であるとの意見が出されている⁽⁴⁴⁾。

(4) 翻訳コスト

ニーズがあるにも関わらずこれまで日本法の外国語訳が行われてこなかった理由の一つは、そのコストの高さにあると思われる。現在の日本法令の外国語訳の状況から、企業等としては必要に迫られれば、外部の専門家に依頼せざるを得なくなるが、渉外弁護士事務所など信頼できるところに依頼するとなると、費用が著しく高額となる。また、社内の担当者等が翻訳するという方法もあるが、長時間を要する。このように、日本法令の外国語訳作成には、経済的負担が大きいというのが現実である。

一方、大学等の研究者による外国語訳もほとんどなされていないが、これは翻訳作業が研究者の専門的業績としてあまり高く評価されないという実情もあるのではないと思われる。

Ⅲ 外国語訳の必要性

前述の「法令外国語訳に関するワーキング・グループ議論の取りまとめ」⁽⁴⁵⁾では、法令外国語訳に対するニーズとして以下の5点が挙げられている。その結果、いわゆる基本法に加えて、知的財産関係法、経済関係法、行政手続関係法、労働関係法等について、外国語訳に対するニーズの高いことが指摘された。

1 国際取引の円滑化

企業の国際的な活動が進展する中で、企業は国の内外を問わず、契約との相違等から訴訟を受けるリスクにさらされている。特に国際取引を行う際、契約言語、準拠法、紛争解決方法、法廷地等に関する条項は重要となる。質が高く

信頼のおける日本法令の外国語訳が存在すれば、コミュニケーションの円滑化やトラブルの防止が図られ、日本企業にとって安心かつ有利な決着が可能となる。また、外国企業にとっても日本企業との取引や日本進出を計画する際に、日本法を準拠法としやすくなるものと思われる。

前述した日本経済団体連合会のアンケートでも、日本法令の外国語訳を必要と感じるのはいつかという問いに対し、外国企業等との間で契約交渉や訴訟を行う際、外国企業と共同事業を行う際、外国企業等との間で日本法に基づいて契約を締結する際、外国に事業進出する際といった回答が多数を占めた。また、海外支社・営業所等からの照会や社内の外国人社員への説明、外国人労働者と雇用契約締結時、外資系企業への説明など国内での日常的な場面において、外国語訳の必要性を感じるという意見も見られた。

2 対日投資の促進

日本法令の外国語訳整備は、国際社会から見て、日本法への理解を容易にし、法制度の透明性を高める点において、すでに国内に居を構える外資系企業や外国人はもちろんのこと、より多くの資本と優れた人材をわが国に惹きつけることとなろう。その結果、これまでわが国の法規制を日本語以外で把握できなかったため欠けていた外国企業の対日投資意欲を拡大することが期待される。これは、わが国経済の活性化に資するものであり、日本企業にとっても有益である。すでに韓国や台湾、中国等は、自国法を英訳し世界に発信することにより、直接投資増大の政策を国際的に明示し、成果を挙げている。前述のアンケートにおいても、外国企業の日本進出を支援する際や海外からの対日投資を推進・支援する際に、日本法令の外国語訳の必要性を感じるという意見が表明されている。また、近年、外国人株主が増加する中で、企業は、海外

(44) 高価か否かは別として、前掲注(39) 記載資料の価格は、どれも1万円以上である。

(45) 前掲注(26)

機関投資家へのIR（投資家向け広報）活動等も積極的に展開しており、海外機関投資家等への説明においても、その必要性を痛感するといった意見も出された。

3 法整備支援の推進

近年わが国は、ODA（政府開発援助）の一環としてアジア諸国に対する法整備支援を積極的に展開している⁽⁴⁶⁾が、国際貢献策のひとつとしても日本法令の外国語訳の整備は、今後ますます重要になるものと思われる。

カンボジアでの民法典及び民事訴訟法草案の作成を担当した弁護士は、「「抵当権」「譲渡担保」「正本」「謄本」「根抵当権の確定」など、（中略）迷いなく使える英訳の定訳がなくて苦しんだ。せめて日本法の英訳の定番があれば、そして、それが電子データとして手軽に利用できるようになっていけば、どんなに作業は楽だったろうとつくづく思った。」⁽⁴⁷⁾と述べている。法整備支援の活動をより効率的に行うためにもこうした作業は急務であろう。

特にベトナムやカンボジアなどわが国の将来的な市場として重要な東アジア地域は、わが国と社会文化的に近似しているため、これらの国々がわが国の司法制度を受け入れたいと考えるの

であれば、わが国にとってのビジネスチャンスは大幅に拡大することにもなると思われる。

4 日本法の国際的発信

法律の世界においても、国際的なハーモナイゼーションが進んでいる。わが国から外国語訳の法令を積極的に発信することは、法令に関するグローバル・スタンダードの形成を日本に有利な形で進めていくことにもつながり、これによって外国人による日本法研究の一層の促進が図られることになるであろう。

5 在日外国人の生活上の利便⁽⁴⁸⁾

最近20年間におけるわが国の国際化の進展は目覚ましいものがあり、海外に進出する企業、海外旅行者の増加のみならず、在日外国人の数も著しく増加し、その国籍も多様化している⁽⁴⁹⁾。今後も近隣諸国との自由貿易協定の締結や景気活性化による製造業分野における未熟練労働者の受け入れ拡大、就学生・研修生の増加等により在日外国人の数は増加の一途をたどるものと思われる⁽⁵⁰⁾。

それぞれ国籍を共通にする人々の大きなコミュニティが存在するということは、そこから種々の法律問題が当然に発生することを意味する。

(46) 尾崎道明「各国の司法制度改革への取り組みと法整備支援－1－法整備支援の広がり」と今後の展望」『法律のひろば』vol.55, no.9, pp58-61.（－2－から－13－（最終回）までの各回には、6ヵ国（インドネシア、フィリピン、ラオス、ウズベキスタン、カンボジア、ベトナム）の各支援担当者による現状と課題が連載されている。；安田佳子「法令の外国語訳の必要性－法整備支援の体験から」『ジュリスト』1284号, 2005.2, pp.20-25.；新美育文「ODA＝法整備支援の一斑－ベトナムとカンボジアでの体験(1)－」『時の法令』1729号, 1731号, 1733号, 1736号, 1738号－, 2005.1－.

(47) 安田 前掲論文 p.23.

(48) 二宮正人「在日外国人に対する法情報提供」『ジュリスト』1284号, 2005.2, pp42-48. 在日ブラジル人を対象にした論考。

(49) 外国人登録者数は186ヵ国、約192万人（平成15年末現在法務省統計）。韓国・朝鮮（約62万人）、中国（47万人）、ブラジル（28万人）、以下フィリピン、ペルー、米国の順である。（法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/PRESS/040611-1/040611-1.html>>）

(50) 国連の試算（国連経済社会局人口部「補充移民一人口の減少・高齢化は救えるか」2000.3.）によれば、少子化の現状にかんがみ、日本は現在の労働力人口を維持するには、毎年60万人の外国人労働者の導入を必要とするとのことであり、日本経済団体連合会なども外国人労働者受け入れについて肯定的な提言をしている。

事実、契約や金銭貸借関係、相続、離婚、さらには刑法犯、非行事件等も増加している。民事・刑事事件等に関与する外国人に対し日本法を執行するにあたっては、日本の法律情報を可能な限り提供する必要がある。また、日本人との地域共生を円滑にする観点からも法律情報の提供は必須である。これまでは、法律情報の発信は英語が中心であったが、集住外国人の母語を軸に、より多くの外国語への翻訳が急務となっている。

外国人にとってとりあえず日本の法律情報に接する一番身近な方法は、中央官庁や県、市町村等の自治体が発行している外国語のガイドブックを参照することであろう。こうした資料も在日外国人の国籍の多様化に応じて近年各国語版が整備されつつあるが、より一層の充実が望まれる⁽⁵¹⁾。

IV 諸外国の状況⁽⁵²⁾

自国法令の外国語訳整備という課題は、諸外国と比較してわが国の取り組みが著しく遅れている領域である。

1990年代以降、自国の法文化を海外に広めると同時に経済の国際化が一層進展する中で経済界のニーズに応えるため、政府主導で法令の外国語訳化を積極的に行い、それらをインターネット等で公開する国が増えている。ただし法令外国語訳の取り組み方は、その目的ともあいまって、国により一様ではない。中国のように政府がいわゆる公定訳を作成している国もあれば、

ドイツのように、省庁毎に翻訳を行い、政府内での統一性確保のために、現在「専門用語データバンク」構築プロジェクトが進行している国もある。ここでは、わが国の参考になりうる事例として、韓国、フランスの現状を取り上げ、併せて制定された法令をすべての公用語(20か国語)に翻訳しているEUの状況を見ていくことにする⁽⁵³⁾。また、法令の外国語訳と直接的な関係はないが、米国議会図書館法律図書館によるGLIN(法律情報国際ネットワーク)プロジェクトについても触れてみたい。

1 韓国⁽⁵⁴⁾

韓国の法令の外国語訳については、特に日本語と韓国語との言語的構文や法令内容に見られる類似性から、個別法令の翻訳においても示唆を与えられる点は少なくない。

法令の外国語訳は、1990年に韓国法制研究院法に基づいて設置された韓国法制研究院(Korea Legislation Research Institute)でなされている。同院は、国務総理室の下にある政府出資の研究機関であり、韓国法令集、韓国英文法令集、韓国法令沿革集を出版するとともに、データベースとして提供している。他に、韓国法制処(Ministry of Government Legislation)(政府内の立法政策統括機関)が、対韓投資促進政策の一環として、経済関係法令を翻訳している。双方の翻訳とも公定訳ではない。

対象言語は英語であるが、一部中国語訳も行われている⁽⁵⁵⁾。法制研究院により英訳された法令は、憲法、法律564件と施行令242件の合計

51) 二宮 前掲論文 pp.46-48.

52) 諸外国の状況については、「海外の実情調査の結果報告書」(「法令の外国語訳に関するワーキング・グループ(第3回)」配布資料3-1(1)~(3))に全面的に依拠している。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/hourei3/hourei3siryou_list.html> (last access 2005/06/24)

53) p.19.に掲載した司法制度改革推進本部事務局作成の表「諸外国における法令外国語訳の現状」を参照のこと。<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/hourei1/hourei1siryou4.pdf>>

54) 以下の記述は、吉村典晃「韓国における法令外国語訳の現状」『ジュリスト』1284号, 2005.2, pp26-32.; 前掲注52) 配布資料3-1(3)に全面的に依拠している。

55) 吉村 前掲論文 p.27. 参照

807件であり、全法令（3,797件（2004年3月31日現在））の21%に相当する。ただし、大部分は、国際化戦略と経済復興のために1996年から97年にかけて集中的に翻訳されたものである⁽⁵⁶⁾。現在の作業の約8割は法改正への対応であり、約2割が新しい法令の英訳に充てられている。法制処は、憲法及び経済法分野（知的財産法関係、金融法関係など）の38法令を英訳している。

翻訳の手順としては、英文法令集編纂委員会（外部有識者等により構成）が翻訳対象法令を選択⁽⁵⁷⁾した後、外部の者による第一次的な翻訳作業、次に法制研究院の職員による法律専門家の視点に基づいた監修、続いてネイティブスピーカーによるチェック、最後に各省庁による所管法律に関する専門用語のチェックを行って翻訳文を確定する。

翻訳の統一性・正確性の確保のために、かつての英文法令集を作成した際のノウハウを生かし、主な法律用語、慣用語句、法律文章の用例などを収録した「英文法令標準用語集（Korean and English Glossary of Legal Terms）」⁽⁵⁸⁾を編纂し、1996年12月に英訳者と監修者⁽⁵⁹⁾に配布している。翻訳作業そのものにはコンピュータは利用されていないが、同用語集の使用により表現や単語の統一性を保ちつつ、韓国法の内容をそのまま伝えることを重視し、「できる限

り直訳に近い形で翻訳している。」⁽⁶⁰⁾

英文法令集は、20冊の加除式出版物で追録は年4回定期的に出版される。インターネットでも有料で公表されている⁽⁶¹⁾が、法令数の多さと法改正への対応の早さが売りとなっている。また、法制処による英訳法令は、出版物、CD-ROM、インターネットで無償提供されている。

2 フランス⁽⁶²⁾

フランス法の翻訳プロジェクトは、在外公館、大使館、外国の大学、図書館等からの要望に応じ、フランス法文化を海外に広め、同時に産業界のニーズに応えることを目的に、1999年の外務大臣及び司法大臣による決定に基づき始められた。

対象言語は、英語及びスペイン語である。これまでに翻訳された法令は、全体の法典⁽⁶³⁾数の2割弱にあたる10法典（民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、知的財産法典、消費法典、公共契約法典、保険法典、郵便・電気通信法典）と法律2編（通信の自由に関する法、下請けに関する法）であるが、公定訳ではない。

本プロジェクトの開始にあたり、既存の様々な翻訳の中身について検討されたが、正確性などの点で問題があったため、政府において改めて一から法令の翻訳に取り組むこととなった。ま

⁽⁵⁶⁾ 同上 約40億ウォン（約4億円）と約150人の人員を投入したが、これは現在の年間予算等の10倍以上である。

⁽⁵⁷⁾ 同上 p.28. 同委員会では、基本法については、全法体系の基本となることからすべて英訳することとし、特別法については、所管省庁からの推薦を受け決定した。

⁽⁵⁸⁾ 用語集の構成については、同上 p.30. 参照。

⁽⁵⁹⁾ 同上 p.28. 翻訳者及び監修者は、約150人、そのうち約2割が法制研究院及び法制処の職員、残りは大学教授、法務法人（ローファーム）の職員、外国のロースクール卒業者等であった。

⁽⁶⁰⁾ 同上 p.29.

⁽⁶¹⁾ 同上 p.31. 行政省庁に対しては、英文法令集とインターネットサービスが無料で提供される。一般個人は有償であり、年間利用料は、現在26万4000ウォン（2万6,400円）である。

⁽⁶²⁾ 以下の記述は、藤田正人「フランスにおける法令外国語訳の現状」『ジュリスト』1284号、2005.2、pp33-36.; 前掲注⁽⁵²⁾ 配布資料3-1(1)に全面的に依拠している。

⁽⁶³⁾ 藤田 前掲論文 p.34. フランスでは同一の法分野をなす事項については、それらを総合的に整理して規律する「法典」を編纂しており、法典数は、約60である。その代表例は、ナポレオン5法典（民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典）である。

た頻繁な法改正に対応した翻訳修正の必要性も認識され、現在は、基準・承認委員会（外務省、首相府、法務省及びジュリスコープ⁽⁶⁴⁾の代表者で構成）の選択に従い改正部分の修正を行っている。

翻訳の手順としては、年度ごとに基準・承認委員会が翻訳対象法令を外務省に提案し、外務省が予算と必要性を考慮して決定する。翻訳はジュリスコープを通じて外部に委託されるが、当初の翻訳では、翻訳先言語を母国語とする翻訳者が選定されていた。翻訳者は、まず当該法分野で問題になりそうな用語を選定、提案し、仮の専門用語集が作成される。この用語集を使い翻訳がなされた後、検査官（ジュリスコープが大学教授、弁護士等から選任し、2人のチームで検査を担当する）が翻訳のチェックを行う。検査官及びジュリスコープの了承を経て、翻訳は首相府が運営するレジフランスのホームページ⁽⁶⁵⁾に掲載される。

統一性の確保では、前述した法令ごとの用語集によるチェックがなされており、正確性については、「原典のスタイルができるだけ尊重され、元の法律の雰囲気が変わるようになっていない。」⁽⁶⁶⁾

3 EU⁽⁶⁷⁾

EUはその前身であるEEC以来、加盟国のすべての国語を公用語としてきた⁽⁶⁸⁾。そのためすべての法令は全加盟国の公用語（20カ国語）に翻訳され公布されており、翻訳は公定訳となる。

翻訳の手順としては、法案については欧州委員会が、成立した法令についてはEU理事会と欧州議会が分担して翻訳を行っている。欧州委員会には翻訳総局が置かれ、1,200人の翻訳スタッフ（3カ国語の言語能力と法律、経済等の専門分野に関する知識を有する者）が言語・専門分野ごとにユニットを構成して翻訳に当たっている。翻訳先の言語を母国語とする者を翻訳者に充てるのが原則である。EU理事会及び欧州議会にも独自の翻訳スタッフが置かれている。

欧州委員会では、翻訳依頼の受付から始まり、翻訳結果のチェック、ファイルの保管・管理等まで翻訳作業全体をコンピュータで管理するとともに、法令データベース、専門用語データベースや機械翻訳システム等のコンピュータシステムを利用した翻訳支援ツールをトータルに導入しており、効率的な翻訳作業を可能としている。EU理事会及び欧州議会における翻訳に際しても、これらのシステムやツールが利用され、また、欧州委員会が行った法案段階の翻訳が基礎として利用されることもある。

翻訳の統一性・正確性の確保については、翻訳された内容がそのまま法令としての効力を有することから、前述の法令データベース、専門用語データベースに加えて、各言語について、lawyer linguistと呼ばれる法律専門家の翻訳者がおり、翻訳者からの質問等に応ずるとともに、定期的に会合を開催して、用語の統一や正確な翻訳に努めている。翻訳について争いが生じた場合は、欧州裁判所が解決するが、究極的には翻訳を採用したEU理事会及び欧州議会が

(64) ジュリスコープ (Juriscope) とは、外務省から指名され、法令の翻訳作業全体を指導する組織で、6人の法律家で構成され、ボワチエ大学に置かれている。

(65) レジフランスのホームページ <<http://www.legifrance.fouv.fr/>> フランス語でフランスの法令を公表しているサイトで、用語集も翻訳法令と併せて掲載されている。

(66) 藤田 前掲論文 p.36.

(67) 以下の記述は、前掲注(52) 配布資料3-1(2)に全面的に依拠している。

(68) マリアンヌ・レドレール(三浦信孝訳)「EUの拡大と通訳システム」p.80; 若林広「21世紀ヨーロッパ統合の公用語問題」p.160.『言葉と社会・別冊1 ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社, 2004.2.

諸外国における法令外国語訳の現状

司法制度改革推進本部事務局

	韓 国	ド イ ツ	フ ラ ンス	E U
政府内の担当機関	国務総理の下にある韓国法制研究院	各省庁 ※政府内では現在、「専門用語データバンク」構築プロジェクトが進行中	首相府（官報局）	法案提出前 →欧州委員会翻訳総局 法案提出後 →EU理事会事務局
外国語訳した言語	英 語	英 語	英語・スペイン語	約20カ国語
外国語訳した範囲	主要法令 (800件以上、全体の20%強)	必要に応じ適宜	主要法令	全法令 (公用語の一つとして英訳)
公定訳の有無	公定訳とはしていない	公定訳とはしていない	公定訳とはしていない	公用語による公定訳
公表方法	韓国法制研究院で、英訳の法令集を定期的に刊行するとともに、ホームページで公開	刊行物やインターネットで公開	首相府運営のホームページで公開	EUホームページで公開
その他	韓国法制研究院は、英文法令標準用語集も発刊			・専門用語の翻訳を定式化 ・既存の法律等はデータベース化され、用語検索が可能

責任を負うことになる。

翻訳法令は、EUのオフィシャル・ジャーナルに掲載されることにより、公布される。

4 アメリカ (GLIN : Global Legal Information Network)

本稿のテーマとは直接的には関係しないが、米国議会図書館法律図書館が計画し、創始した法律情報国際ネットワーク（以下GLIN）⁽⁶⁹⁾は、各国議会間において、一定の基準に従って電子化された法令情報をインターネットにより交換することを促進するためのプロジェクトである。GLIN データベースには、GLIN 参加各国から提供された制定法・規則の、タイトル・要旨・主題（以上は英語表記）及び法令本文（参加国の自国語表記）が搭載されている。参加国からは、その国のGLINステーションを通じて、データベースへのアクセスが可能となっている。現在27カ国が参加しているが、欧州の主要国の参加はなく、中南米各国の参加が多い。アジア地

域からは、韓国、台湾、クウェートが参加している⁽⁷⁰⁾。

V 外国語訳整備の課題

これまで見てきたように、日本法令を外国語に訳して国内外に発信することは、様々な複合効果を日本にもたらすことから重要な基礎的インフラとして整備する必要があることは異論がなかろう。

ここでは、日本法令の外国語訳を整備するに際して、「誰が」「何を」「何語で」「どのように」翻訳し「何時」「どこで」提供するのかという、いわゆる5W1Hのそれぞれについて課題を検討することにする。その際、翻訳の高品質性（首尾一貫した訳語選択、自然な翻訳結果）、大量性・体系性（必要な法令の網羅、関連法令の一括翻訳）、継続性・最新性（法令改正への対応、翻訳品質向上の持続）、流通性（翻訳結果の利用の容易さ）、社会的信頼性（翻訳結果に対する社会的信

(69) GLIN ホームページ <<http://www.glin.gov/>> なお、GLINについては、Rubens Medina, Janice Hyde, Graciela Rodriguez-Ferrand "The Global Legal Information Network: fostering civic education and the rule of law" (World Library and Information Congress: 70th IFLA General Conference and Council, 2004.8.) を参照のこと。<<http://www.ifla.org/IV/ifla70/papers/111e-Medina.pdf>> (last access 2005/06/26)

(70) 米国議会図書館から当館へも参加要請がなされたが、法令の英語訳が完備していない時点での英文要旨の作成は困難であること等の理由から参加を見合わせている。

頼)については、法令外国語訳が満たすべき必須条件⁽⁷¹⁾として十分考慮されなければならない。なお、翻訳がいかに完璧に成されたとしても、このプロジェクトでなされた外国語訳は公定訳とはしないという共通認識がある。法令の翻訳は必然的に法令の解釈を伴うことから、法令解釈を公定することはできないとの考えからである。

1 WHO (誰が訳すか)

必要性が高いにもかかわらず日本法令の翻訳が個々ばらばらにしか行われてこなかったのは、誰が行うにせよ、割に合わない仕事という印象が拭い去れないところからきていると思われる。その理由として考えられるのは以下の諸点である。①非常に時間がかかる、②研究者にとって、労は多いが業績としては概して低い評価しか与えられない。出版社も同じ理由で刊行に積極的でない、③外国法事務弁護士等に依頼する場合は採算的に厳しく、かつその成果は私蔵され公開されない。そのほか、翻訳のニーズは薄くて広いという難しさもある。

こうしたことから、日本法令の外国語訳は国家的事業として政府主導で行うべきであるとの論は強い⁽⁷²⁾。理由は以下のとおりである。①信頼性の高い翻訳を、しかも統一的に行うには政府関与が不可欠である。②国内外から無料で利用できる統一的なアクセスポイントを整備する必要がある。③各府省がそれぞれ所管する法律を有しており、それを全体的にカバーする必要があるが、全府省参加の事業とするには、政府のリーダーシップの下、国家的事業とするほかない。こうした考え方に異論を挟むものではないが、その際にこれまで地道に営々と日本法令の外国語訳を続けてきた民間の英知と

活力を、今回のプロジェクトにおいても最大限活用してしかるべきであろう。くれぐれも民業圧迫になることのないよう細心の注意を払う必要がある。

いずれにしても、当面は政府主導で出発することになるであろう。全府省が日本法令の外国語訳整備事業の意義を共有し、実際の作業においては、統一的なアクション・プログラムの下、一体となって具体的かつ着実に取り組めるよう、政府として各府省の進捗状況を定期的にフォローアップするなどの体制の整備が不可欠となる。今回の一連の検討の中でも、どの機関が翻訳を行うかについては将来の問題とされたが、何らかの機関が責任を持ち継続的に行うべきであるという点については認識を共有している。この事業が法令の改廃や新規の立法に常時対応を必要とし、かつ利用者とのやり取りを通じて訳文と訳語の不断の改良を必要としているからである。

前述したとおり政府においては、翻訳ルールの策定や用語集の整備などが急ピッチで進められているが、こうした基盤が整った時点で改めて、国の機関が行うか、国の財政的支援により民間が行うか、フランスのように大学などの研究機関が行うか、あるいは何らかの非営利機関が行うかについての議論が必要となろう。

2 WHAT (何を訳すか)

現在、政府に求められていることは、政府主導でニーズの高い法令から順次集中的に翻訳作業を進め、短期間で、統一性・信頼性のある外国語訳法令を整備することである。

ニーズの高い分野は、国際取引の円滑化と対日投資の促進のために必要な法令である。特に知的財産関係の国際取引と、知的財産権に関する国際紛争の増大から、知的財産権関連の法令

(71) 松浦好治「法令データ情報の管理に基づく法令翻訳プロジェクト」(「法令の外国語訳に関するワーキング・グループ(第1回)」配布資料1-5)参照。<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/hourei1/houreilsiryous5.pdf>> (last access 05/6/17)

(72) 酒井 前掲論文 p.103.

の必要性は高い。経済関係法、行政手続関係法についても同様である。また発展途上国に対する法整備支援のため、あるいはわが国法文化の対外発信という観点からは基本法の翻訳が必要となる。加えて日本で就労する外国人労働者数は増加の一途をたどっているが、その人たちの利便を図るために労働法関係の翻訳も必要である。

法令の英訳にあたっては、できる限り訳語を統一する必要から、用語集などを編纂して、英訳に当たる人たちの指針とする必要があるが、そのためには、基本法すなわち民法、刑法、主な行政法、できれば民事訴訟法、刑事訴訟法及び商法を英訳し、その過程で基本法律用語や基本的な法律表現の基本訳を確定することが可能となろう。

また、前述の経済団体連合会のアンケートでは、法律のみならず、法令を簡潔にわかりやすくまとめた概要情報の翻訳整備や複数の関連法令を一括して翻訳し使いやすく整理したもの、判例つき六法にあるような主な判例の翻訳、外交、通商、防衛関係の政府声明などの翻訳など、わが国の法制度の概略を説明する際に必要と思われる使い勝手のよい資料も求められている。

3 WHICH (何語に訳すか)

日本法令の翻訳は、英語訳が当たり前のようになっているが、利用者の使用目的によって最終的には何語に訳したらいいかは決まることになる。特にアジア諸国に対する法整備支援や日本在住の外国人の生活上の利便が目的の場合には、訳す言語はそれほど単純ではないように思われる⁽⁷³⁾。

しかしながら第一段階として、国際的に広く使用され、実質的に世界の共通語となっている英語への翻訳を早急に進めていくことに誰も異

論はなかろう。英語への翻訳はまた、英語を母国語としない人たちの中でもっとも理解されている外国語が英語であることから、翻訳された英語を基にして、さらに他の言語に翻訳されていく可能性が無限にあることを示している⁽⁷⁴⁾。将来的には、日本法令全般を網羅的に英語訳すると同時に、その他の言語についても利用者の必要に応じて翻訳を進めていくことが望ましい。

4 HOW (どう訳すか)

翻訳に期待される最低条件としては、正確性を確保しつつ、外国語を母国語とする者にとってわかりやすい訳であることである。読みやすさについては誰も異論のないところであるが、何が読みやすいかは、意見の分かれるところであろう。読みやすさの視点からどのように訳すかを考えたとき、二つの問題が浮かんでくる。一つは訳語の統一の問題であり、二つ目は訳し方の問題である。

訳語の統一については、できる限り統一することが望ましいが、対応する英語がいくつもあり、それぞれを文脈に応じて使い分けなければならない場合には、無理にひとつにしなくてもよいと思われる。前述したワーキング・グループの議論では、合理的な理由がある場合には標準語訳とは異なった訳語を使用し、その理由を翻訳中に明記することになっている。訳語の選択においては、例えばわが国同様大陸法の考え方に拠っている国での概念の近い用語の英訳や、法令の英訳では日本に約10年先行し、法律も類似性があると言われる韓国による翻訳などを参考とすることもできよう。

訳し方については、いわゆる直訳的なものとするか、意識的なものとするかの問題である。前述した韓国やフランスでは、直訳に近い形で

(73) 新美育文「ODA＝法整備支援一斑－ベトナムとカンボジアでの体験－5－」『時の法令』1738号，2005.5，p.64.；二宮 前掲論文 pp.45-48.

(74) こうした考え方への批判として、三浦信孝「日本語を国連の公用語にという主張について」『言葉と社会・別冊1 ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社，2004.2，p.154. などがある。

の翻訳が行われているように思われるが、わが国のこれまでなされた外国語訳に関しては、翻訳が生硬で使い勝手が悪いものがあるとの指摘がなされてきた。英国社会の歴史的産物であるコモン・ローをベースとする英語の法律用語は、ドイツ語やフランス語を翻訳してきた日本の法律用語と異なることから、直訳では理解しづらい面があると考えられる⁽⁷⁵⁾。また読みやすさを確保するため、EUでは翻訳者が母国語に翻訳することを原則としているが、日本語の場合は、そうした環境を得ることは不可能であることから、翻訳の最終段階において、英語を母国語とする人による検収が必須となる。

どう訳すかについては、究極的には良質な多数の翻訳者の確保に尽きるが、これが容易でないことは例えば英訳者の必要条件⁽⁷⁶⁾として、①翻訳対象法令が属する法領域についての日本法の十分な知識があること、②翻訳対象法令が属する法領域についての米国法及び英国法を十分に理解していること、が挙げられることからわかる。それゆえ、最初から完全な翻訳を目指すのではなく、及第点のレベルを目標としながら、できるだけ早く作業を進め、利用者とのやり取りを前提に翻訳の品質向上を図っていくシステムの構築が有効と思われる。

5 WHEN (何時提供するか)

政府の当面の課題としては、スピードとアクセスに主眼を置くべきである。まずは使える翻訳ルールを早期に策定するとともに、ニーズの高い法令について実際に外国語訳を行い、完成した部分から利用者に速やかに提供していくことが求められる。

今後政府としてもっとも注意しなければならないことは、基盤整備のあり方論や翻訳ルール

の策定といった、日本法令の外国語訳を推進するための前提となる議論に時間をかけすぎないことであり、着実に成果が出ていることを国民に理解してもらうことである。

6 WHERE (どこで見せるか)

アクセスしやすい体制の整備が喫緊の課題である。今回の一連の検討の中で、内容の正確性はともかくとして、予想以上の数の法令がすでに政府によって翻訳されていることが明らかとなった。各府省によって外国語訳法令の公表の仕方が異なり、翻訳法令の一覧もないことから、利用者にとって外国語訳はあって無きに等しいものであった。外国語訳された法令については、法改正への対応状況など必要な関連情報も含んで一元的に検索できるようなデータベースの構築、すなわちインターネット上でのワンポイント・アクセス体制を早急に整備することが重要である。

日本法令については、総務省の法令データ提供システム⁽⁷⁷⁾を利用することにより、容易かつ迅速にその内容を知ることができる。こうした環境を、翻訳版についても整備することが課題となる。現にフランスなどでは、母国語の法令と外国語訳された法令が同時に参照できるシステムが整備されている。また、韓国の英訳法令集では、法改正等を踏まえて年4回定期的に更新・公表されている。わが国においてもこうした例を参考に、利用者から見て使い勝手のよい提供システムを整備する必要がある。その際の利用者による費用負担については、今後の課題である。

7 翻訳システムの確立

前述したように、法令外国語訳・作業部会は、

(75) 柏木 前掲論文 pp.9-10.

(76) 柏木 前掲論文 p.12.

(77) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ <<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>> (last access 2005/06/24)

名古屋大学研究グループの協力を得て作業を進めているが、同グループの翻訳システムの概要⁽⁷⁸⁾は以下のとおりである。

翻訳システムとは、法令翻訳支援システムと法令データ管理システムから成り、翻訳の依頼・発注から翻訳結果の管理・公開までを一括して扱うシステムである。必要なサブシステムとしては、①標準対訳辞書、②翻訳者支援システム、③翻訳検査システム、④翻訳評価支援システム、⑤法令データベース管理システム、⑥その他システム（翻訳要求受付・管理システム、翻訳者管理システム、評価メンバー管理システム）が考えられる。翻訳システム確立のために早急に必要な作業としては、①標準対訳辞書の構築、②法令データ管理方式の決定、③翻訳案作成・評価機構の構築がある。

おわりに

日本法令の外国語訳整備は、国際社会において使えない・使われない日本法からの脱却を目指すものであり、将来的には、下位法令を含む法令全般について、制定後速やかにその外国語訳を提供することを通じて、日本法令が国際社会で広く利用され、結果としてグローバル・ス

タンダード化されていく時代へ向けた最初の一歩といえる。

「今般の司法制度改革が、国際化社会への対応を含む新しい社会にふさわしい司法を作るためのものであることからすれば、その改革の成果を国際社会に発信する意義は大きく、法令外国語訳整備は国際発信の第一歩である。その意味で法令の外国語訳整備は、司法制度改革の締めくくりとも位置づけられる課題であり、必要な基盤整備の早期実施が期待される。」⁽⁷⁹⁾

日本法令の外国語訳整備には、様々なニーズがある。にもかかわらずこれまで、その実現に向けた具体的動きがなかったことからすれば、今回の政府の一連の迅速な対応は高く評価できる。財界、法曹界、政界、マスコミ等から、また外国人からも歓迎の意が表されている。

具体化に向けた取り組みは始まったばかりである。これまで述べてきたようにいくつかの困難を抱えた事業ではあるが、国民に身近で信頼される司法制度の構築という司法制度改革の精神に基づいて、国民の声が十分に反映される体制の下で、ニーズを的確に反映しつつ、目に見える形で早期に成果を生み出すことが強く期待されている。

(ちよ まさあき 前議会官庁資料調査室)

⁽⁷⁸⁾ 松浦 前掲注⁽⁷¹⁾による。

外山勝彦「日本法令翻訳システムの構想」『ジュリスト』1281号, 2004.12, pp.2-5.

⁽⁷⁹⁾ 「日本法令の外国語訳整備」『法律のひろば』57巻10号, 2004.10, p.3.